

社会福祉法人常盤会 役員規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 常盤会（以下「法人」という）役員を選任、服務、報酬等について定めるものとする。

2 この規程に定める事項以外の事項については、法令並びに定款あるいは理事会に従うものとする。

(役 員)

第2条 この規程で役員とは、定款の定めにより、評議員会で選任された理事、監事並びに評議員選任・解任委員会において選任された評議員（以下「役員」という）をいう。

(役員区分)

第3条 本規程においては、前条に規定する役員を、常勤役員とその他の役員に区分する。

2 前項にいう常勤役員とは、役員としての地位に基づいて法人の総括的運営に直接あたる役員（以下「常勤役員」という）をいう。原則として理事長を対象とする。

3 その他の役員とは、前項に掲げる者以外の役員をいう。

(役員記録)

第4条 役員的人事等に関する事項については、役員台帳を備え、これに必要事項を記入するものとし、この事務は法人本部事務局で所掌する。

(規程の遵守)

第5条 役員はこの規程を遵守し、協力して誠実に就業し、法人の社会福祉事業の発展に努めなければならない。

第2章 選任・任期

(選任・任期)

第6条 役員を選任、任期については、定款に準拠する。

第3章 服 務

(役員責務)

第7条 役員は、次の業務に留意し法人の運営にあたるものとする。

(1) 法人の方針に基づき、法人業務を計画的に処理すること。

(2) 職制に定める職責を十分に自覚し、責任をもって業務に当たること。

(3) 法人の総括的業務、法人事業の推進はもとより、福祉団体との連携、社会福祉の増進、地域福祉の発展、社会・地域への貢献、人材育成等に努めること。

(禁止事項)

第8条 役員は、職務上の地位を利用して自己又は第三者の利益のために取引等、不正をしてはならない。

2 役員が前項により不正不当な個人的な利益を得たときは、その利益を返還させることができる。

(損害賠償)

第9条 役員が故意又は過失により、法人に損害を及ぼしたときは、当該役員にその全部又は一部を賠償させることができる。

(事前承認事項)

第10条 職員の就業規則の適用を受ける役員が、他の団体等の職務を兼任する場合は、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

(執務時間)

第11条 常勤役員の執務時間は、原則として、職員の「就業規則」に準拠するが、その職務は法人の総括的運営であることに鑑み、必ずしも職員と同様の勤務態勢を求めるものではない。

(旅費)

第12条 常勤役員が、職務のため出張する場合には別表(1)により役員旅費を支給することができる。

- 2 宿泊料については、別表(1)の通りとするが、これにより不足が生じた場合は、状況を勘案して支給するものとする。
- 3 役員が施設の立場で研修・会議等に参加する場合、職員「旅費規程」の管理職相当に準拠し、支給することができるものとする。
- 4 その他の役員の理事会等への出会旅費については、別途定めるものとする。

第4章 報 酬

(役員報酬)

第13条 役員報酬は定款が定める通り、職務執行の対価として支払われるものである。よって、常勤役員等及び非常勤役員等については予算の範囲内で評議員会の承認及び定款に基づいて支給するものとする。

(報酬額の決定)

第14条 常勤役員等及び非常勤役員等の報酬は、法人全体の事業実績、経営財務状態、経営責任の比重、社会経済状況変化等を考慮し、評議員会の承認、定款及び別表により支給するものとする。

- 2 前項に掲げる常勤役員等とは、理事長、常務理事及び理事をいう。
- 3 理事報酬は月次報酬とし、予算の範囲内で理事会の承認に基づいて支給するものとする。
- 4 月次報酬の額は、別表(2-1)に定める通りとする。
- 5 常勤役員等で施設長等管理業務を兼ねる者で当該施設から給与を受ける者の月次報酬等の合計上限額は、別表(2-2)に定める。
- 6 前項により支給することとなった場合、当該常勤役員等の施設から支給される基本給等は、別に定める「本部役職員における年俸者の給与に関する規程」に定める基本給等の額の下限額を下回って支給することができる。
- 7 非常勤の理事及び監事に対する報酬の額は別表(5)に定める額とする。
- 8 評議員に対する報酬の額は別表(6)に定める額とする。
- 9 苦情解決第三者委員の報酬は別表(7)に定める額とする。

(控除及び支給等)

第15条 常勤役員報酬の控除及び支給方法等については、職員の「給与規程」に準拠する。

第5章 災害補償・退職金

(災害補償)

第16条 常勤役員が業務上の事由により負傷し又は疾病にかかった場合の補償は、法人全体の事業実績と経営責任の比重及び法人の財務状況を考慮し、理事会の承認に基づき支給するものとする。

(1) 療養補償 療養のため入院又は通院を要する場合、理事会の議決を経て、社会通念上相当と認められる金額の範囲内で支払うものとする。

(2) 障害補償 傷病が治癒したにもかかわらず身体に障害が残る場合、理事会の議決を経て、社会通念上相当と認められる金額の範囲内で支払うものとする。

2 第三者行為により業務上の災害を受け、当該第三者による補償が前項各号による補償額を下回る場合は、その差額相当額を補償するものとする。

(生命・損害保険契約)

第17条 法人は、前条の災害補償のため、常勤役員を被保険者、法人を保険金受取人とする生命保険及び損害保険契約を締結することができる。

2 前項にかかる生命保険料及び損害保険料は、全額法人が負担するものとする。

(退職金)

第18条 常勤役員の退職金は、退任する場合に、その在任期間中の功労に報いるために、評議員会の承認に基づき別表(3)支給するものとする。

2 前項にかかわらず、職員の「給与規程」に規定する退職金制度の対象となる役員には本条は適用しない。

(基準額)

第19条 常勤役員の退職金の基準額は、最終報酬月額に在任期間の年数を乗じ、さらに別表(3)に定める功績倍率を乗じて算出した金額の合計額とする。ただし、在任中、報酬月額に減額が生じていた場合は、在任中の最高報酬月額を基準にすることとする。

(在任年数)

第20条 前項の常勤役員の在任年数は、1ヵ年を単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヵ月未満は1ヵ月に切り上げる。

(功労加算金)

第21条 特に功績が顕著と認められる常勤役員に対しては、第19条により計算した金額にその30%を超えない額を限度として加算することができるものとする。

2 前項にかかる功労加算金は、その都度、評議員会の議決を経て支給するものとする。

(受取人及び支給時期)

第22条 本規程により支給される退職金及び功労加算金(以下、「退職金等」という)は、退任した常勤役員に支給する。常勤役員が死亡した場合には、その遺族に支給するものとする。

2 常勤役員の退職金等及び本規定第25条に規定する弔慰金の支給は、理事会の決議の日から1ヵ月以内に支給する。

(給付の制限)

第23条 受給者が次の各号の一に該当する場合は、本規程による給付を行わない。ただし、事情によりその一部を支給することができる。

(1) 業務上背任等の理由により解任された時

(2) 在任中の行為について法人に重大な損害を与えた時

(3) 法人業績の不良、その他やむを得ない客観的な情勢により、本規程による役員退職金等を支給することが著しく困難又は不相当と認められる時

(4) その他、前各号に準ずる場合で、理事会の決議により役員退職金等を支給することが適当でないとは判断された時

- 2 常勤役員の退職金等の不支給又は減額については、その都度、評議員会において決定する。
- 3 退職金等支給後に同条第1項第1号及び第2号に該当する事実が発見された場合、法人は常勤役員の退職金等及び本規定第25条に規定する弔慰金の返還を当該常勤役員であった者又は遺族に求めることができる。

(遺族の範囲及び順位)

第24条 遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則の規定を準用する。ただし、同順位の者が2名以上となる場合はそのうち最年長者を代表者として支払う。

(弔慰金)

第25条 常勤役員が在任中に死亡した場合は、遺族に対し弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項にかかわらず、職員の「給与規程」に規定する退職金制度の対象となる役員には本条は適用しない。
- 3 第1項により支給する常勤役員弔慰金は、死亡原因の別により別表(4)により支給する。
- 4 常勤役員弔慰金は、別表(4)を上限額として、その都度、理事会の承認に基づき支給する。
- 5 常勤役員弔慰金の受取人は、第24条に準拠する。

(改 廃)

第26条 本規程は、理事会の議決を経て、改廃することができる。ただし、理事及び監事の報酬等の額、理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準については、評議員会の承認を受けて行う。

附 則	平成23年	4月	1日	施行
	平成27年	4月	1日	改訂
	平成29年	6月23日		改訂
	令和3年	4月	1日	改訂